

宮若市あらゆる差別の撤廃と 人権擁護に関する条例

平成 18 年 2 月 11 日
条例第 117 号

(目的)

第 1 条 この条例は、最も深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、障害者差別、男女差別、学校現場でのいじめ等(以下「あらゆる差別」という。)により、今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、速やかにあらゆる差別の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るいまちづくりと、人権侵害を許さない社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するために必要な施策を推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の課題)

第 3 条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

(市の施策の推進)

第 4 条 市は、基本的人権を擁護し、あらゆる差別をなくすために必要な施策について、国、県等と協力の上、推進に努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第 5 条 市は、市民の人権意識の普及及び高揚を図るため、人権啓発活動を積極的に推進し、人権擁護の社会実現に努めるものとする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 2 月 11 日から施行する。